

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等 作成業務委託に係る企画提案募集要領

1 目的

令和7年4月開始予定の子ども医療費助成制度の新制度について、対象世帯へ周知するためのチラシを作成するとともに、子どもを持つ保護者に対し、適切な時期・状態での医療機関等の受診を呼びかけるため、適正受診啓発のチラシ及びリーフレットを作成する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託

(2) 業務内容

「子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）」のとおり

(3) 納入期限

令和7年2月28日（金）

3 委託費用の限度額

金 1,760千円（消費税及び地方消費税含む）

4 企画提案参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている者とします。

(1) 次の事項のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ② 鹿児島県税，消費税及び地方消費税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者
- ④ 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
- ⑤ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者

(2) 鹿児島県内に本社，支社，営業所等のいずれかの業務拠点を有する者

5 企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和6年11月25日(月) ～ 令和6年11月29日(金) 午後5時

(2) 提出方法

「質問書」(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにより担当窓口へ提出してください。

※ 電話やFAX, 口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和6年12月4日(水)を目途に、県HPに掲載します。

6 応募方法

(1) 参加申込書の提出

本企画提案に参加を予定する場合は、令和6年12月11日(水)午後5時までに、参加申込書(様式2)を電子メール又はFAXにより担当窓口へ提出してください。その際は、電話により到達確認を行ってください。

また、参加申込書の提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和6年12月18日(水)午後5時までに辞退届(様式任意)を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

本企画提案への参加者は、次のとおり担当窓口へ企画提案書等を提出してください。

① 提出書類及び提出部数
別表のとおり

② 提出期限
令和6年12月18日(水) 午後5時(必着)

※ 持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

③ 提出方法
持参又は郵送

④ 留意事項

- ・ 郵送の場合は、封筒に「子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。
- ・ 提出書類は、全てA4版(A3版三つ折り可)とすること。
- ・ 企画提案書等は、提出後に書き換え等の内容の変更は認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 期日までに書類の提出がない場合は、企画提案への参加を辞退したものとみなす。

7 最優秀企画提案者の選定

(1) 審査方法

選定委員会において、書類審査の結果、最も優れていると認められる企画提案書を提出した参加者を契約の相手方の候補者（最優秀企画提案者）として決定します。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

※ 企画提案のプレゼンテーションは実施しません。

(2) 結果の通知

審査結果については、採用の有無にかかわらず全ての参加者に対して、後日書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。

8 契約手続き

(1) 最優秀企画提案者と県は、内容を別途協議の上、契約手続きを行います。

なお、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更及び修正する場合があります。

(2) 委託契約については、原則として最優秀企画提案者（第一位）と締結しますが、委託業務に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、県とその者が協議の上、契約を締結します。

9 その他

(1) 提案する案は、1参加者につき2案までとします。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書（案）に記載のない事項についての、新たな提案を妨げるものではありません。

(4) 見積金額には、一切の費用を含むものとします。

(5) 次に掲げる場合については、提案を無効とします。

① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合

② 本企画提案に関する条件又は指示した事項等に違反した場合

10 今後のスケジュール（予定）

(1) 企画提案募集開始 令和6年11月25日（月）

(2) 質問書提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時

(3) 質問回答の目処 令和6年12月4日（水）

(4) 参加申込書提出期限 令和6年12月11日（水）午後5時

- (5) 企画提案書等提出期限 令和6年12月18日(水)午後5時
- (6) 審査結果通知 令和6年12月25日(水)
- (7) 契約締結 (6)後,速やかに実施

1.1 本プロポーザルに係る担当窓口(提出先・問合せ先)

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課母子医療係 担当：山之口
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL：099-286-2763(直通) FAX：099-286-5561
MAIL：k-iryo@pref.kagoshima.lg.jp

(別表)

提出書類	記載内容	提出部数
応募書(様式3)	代表者名を記載, 代表者印を押印し提出	5部
企画提案書(任意様式)	【企画提案書に盛り込むべき内容】 仕様書(案)の内容を踏まえ, 以下の内容について整理し, 作成すること。 ア リーフレット等作成イメージ 新制度周知チラシ及び適正受診啓発チラシ ・リーフレットのイメージをそれぞれ提案すること。 ※ 参考1) 令和2年度作成データ及び参考 2) 作成内容イメージを参照。 イ 業務スケジュール ウ 本業務の実施体制	5部
事業費積算書(様式4)	事業実施に係る経費について記載	5部
団体等概要(様式5)	【添付書類】 ・会社概要等が分かるパンフレット等	5部
応募資格誓約書(様式6)	代表者名を記載, 代表者印を押印し提出	1部
鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員名簿(様式7)	鹿児島県の入札参加資格者等名簿等に記載されている場合等は, 役員名簿の提出不要	1部
その他	・他にアピールしたい事項等がある場合 ・必要に応じ, 追加提出を求める場合	5部

※提出部数5部の内訳: 正本1部, 副本4部

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等
作成業務委託仕様書（案）

1 業務名

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託

2 業務の目的

令和7年4月開始予定の子ども医療費助成制度の新制度について、対象世帯へ周知するためのチラシを作成するとともに、子どもを持つ保護者に対し、適切な時期・状態での医療機関等の受診を呼びかけるため、適正受診啓発のチラシ及びリーフレットを作成する。

3 履行期限

令和7年2月28日（金）

4 業務の内容

(1) 新制度周知・適正受診啓発チラシの作成

ア 規格

A4版・両面フルカラー

イ デザイン・レイアウト

委託者が提示した内容に基づき、受託者において効果的なデザインを行うこととし、詳細については、作業の段階に応じて委託者と協議すること。

ウ 著作権

委託者に帰属する。

(2) 適正受診啓発リーフレットの作成

ア 規格

A5の二つ折り・両面フルカラー

イ デザイン・レイアウト

委託者が提示した内容に基づき、受託者において効果的なデザインを行うこととし、詳細については、作業の段階に応じて委託者と協議すること。

また、適正受診啓発リーフレットのデザインは、適正受診啓発チラシと統一性を図ること。

ウ 著作権

委託者に帰属する。

(4) チラシ・リーフレットの印刷

印刷部数等

種類	規格	紙質	部数
新制度周知・適正 受診啓発チラシ	A 4 版 両面フルカラー	コート紙 90 K	2 g 0, 000部
適正受診啓発リー フレット	A 5 の二つ折り 両面フルカラー	コート紙 90 K	100, 000部

(5) 電子データの作成

受託者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品すること。

ア PDFデータ

各チラシ・リーフレットについて、ホームページ等に掲載するのに適した解像度・容量のデータを作成すること。

イ 編集可能なデータ

新制度周知チラシについては、各市町村において、制度内容を変更することができるよう、編集可能なデータを作成すること。

(6) 納入場所

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課

(7) 納入期限

令和7年2月28日（金）

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

様式 1

(送付先) 鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課 行き
MAIL: k-iryo@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 書

令和6年 月 日

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託企画提案について、以下のとおり質問します。

(事業者名) 商号又は名称	
(担当者) 部署・職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
質問内容	件名【 】

参加申込書

令和6年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

「子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正啓発リーフレット等作成業務委託」に係る企画提案に参加したいので、募集要領に基づき参加を申し込みます。

（連絡先）

担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地

名 称

代表者職氏名

印

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発
リーフレット等作成業務委託企画提案応募書

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正啓発受診啓発リーフレット等作成業務委託企画提案に、下記の書類を添えて応募します。

記

- 1 企画提案書（任意様式）
- 2 事業費積算書（様式 4）
- 3 団体等概要（様式 5）
- 4 応募資格誓約書（様式 6）
- 5 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る誓約書及び役員名簿（様式 7）
- 6 その他（ ）

（担当者連絡先）

所在地	〒
所属名	
職名	
氏名	
電話	
FAX	
電子メール	

様式4

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発
リーフレット等作成業務委託 事業費積算書

(単位：円)

項目	事業費	
	金額	積算根拠
小計	0	
消費税(10%)	0	
合計	0	

※可能な限り、具体的な項目ごとに経費を計上すること。
 ※課税事業者の場合、経費は税抜き額で計上し、最後に消費税相当額を計上すること。
 ※免税事業者の場合、経費は税込み額で計上し、消費税の欄は記載しないこと。
 ※欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。（行を追加する場合はページが増えても構いません。）

様式5

団体等概要

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ 会社概要等が分かるパンフレットを添付すること。

応 募 資 格 誓 約 書

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

子ども医療費助成制度の新制度周知及び適正受診啓発リーフレット等作成業務委託企画提案の参加申込に当たり、募集要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- 2 鹿児島県税，消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号），会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生または再生手続を行っていないこと。また，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 4 鹿児島県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 3 条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- 6 鹿児島県内に本社，支社，営業所等の業務拠点を有する者であること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 6 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名 〕

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

